

記事資料

在ベトナム日本国大使館

平成27年3月5日

件名：平成26年度日本NGO連携無償資金協力
「最貧困層のための地場の食料確保と栄養改善事業（第3期）」
及び「女性健康センター設立と助産師能力向上プロジェクト」
贈与契約署名式

1. 3月5日（木）、日本政府は、在ベトナム日本国大使館において、平成26年度日本NGO連携無償資金協力「最貧困層のための地場の食料確保と栄養改善事業（第3期）」及び「女性健康センター設立と助産師能力向上プロジェクト」の贈与契約2件の署名式を執り行った。

2. 案件概要

(1) 最貧困層のための地場の食料確保と栄養改善事業（第3期）

ア 案件名 最貧困層のための地場の食料確保と栄養改善事業（第3期）

イ 贈与契約締結額 469,131 米ドル

ウ 実施団体 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

エ 案件内容

経済発展に伴いベトナムは国全体としては豊かになった一方で、豊かな都市部と経済発展に取り残された少数民族の居住地の格差が拡大しており、ベトナム北西部のイエンバイ省でも深刻な問題になっている。その経済格差は、子どもの栄養状態にも大きく反映されており、同省の農村部での子どもの低体重の比率、成長阻害率は国の平均を上回っている

こうした状況を踏まえ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、平成24年度からこれまで2年間、日本NGO連携無償資金協力を活用し、イエンバイ省保健局及び農業農村開発局と連携して、イエンバイ省の中でも貧困率の高いバンチャン郡の6コミュニティにおいて、子どもの栄養不良を改善するため、食料確保（SRI (System of Rice Intensification) や栄養菜園の拡大、自然資源の利用を通じた食糧確保の多様化）、現金収入の向上（社会政策銀行との共同による小規模融資の促進、現金収入獲得のための烏骨鶏・ウサギの飼育等）、保健・栄養の知識技術改善（妊産婦健診等の推進、栄養回復センターでの栄養研修の実施等）等の取り組みを行ってきた。

本事業は3年計画であり、3年次についても、日本政府は、引き続き、日本NGO連携無償資金協力により、この事業を支援する。

(2) 女性健康センター設立と助産師能力向上プロジェクト

ア 案件名 女性健康センター設立と助産師能力向上プロジェクト

イ 贈与契約締結額 591,864 米ドル

ウ 実施団体 公益財団法人 ジョイセフ

エ 案件内容

ベトナムでは近年保健医療の改善への努力や国の経済成長にも後押しされ、妊産婦・乳児死亡率等の保健指標の改善が見られるものの、都市と農村部の保健医療サービスの格差は大きい。例えば、農村・遠隔地のコミュニティヘルスセンターは長い間再研修を受けていない保健スタッフが大半を占めている。また、都市部の妊産婦ケアサービスの状況についても、医療従事者が多忙を極め、ひとりひとりの妊産婦に手をかける余裕や意識が十分でないこともあり、妊産婦が安心して出産できる環境とは言いづらい状況にある。

こうした状況を踏まえ、ジョイセフは、ベトナム助産師会と連携の上、日本NGO連携無償資金協力を活用し、女性の生涯にわたる健康を守るための質の良いプロダクティブヘルスサービスを提供し、包括的かつ女性に優しいサービス提供の施設のモデルとなる「女性健康センタ

一」をフエ市内に設立するとともに、ベトナム助産師会スタッフ等への包括的サービスの技術指導を行う。また、トゥア・ティエン・フエ省、クアンチ省及びクアンビン省内の遠隔地を対象に、郡・コミュニティレベルの助産師の再研修、地域へのアウトリーチサービスの実施、遠隔地の村の女性と住民への健康教育の実施等の取組みを行う。

- 署名式では、「最貧困層のための地場の食料確保と栄養改善事業（第3期）」については在ベトナム日本国大使館柳公使と公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 新井綾香 ベトナム事務所代表が、「女性健康センター設立と助産師能力向上プロジェクト」については、同公使と公益財団法人 ジョイセフ 山口澄江 代表理事が、贈与契約書に署名を行った。また、署名式には、グエン・ヴィエット・ティエン 保健省副大臣も同席した。
- なお、本案件は、日本NGO連携無償資金協力国際協力重点課題事業（アジアにおける貧困削減に資する事業）である。



署名式の模様

本件に関するお問い合わせ先

在ベトナム日本国大使館

担当：鈴木書記官

電話：+84-4-3846-3000

FAX：+84-4-3846-3048